## 法令の改正に伴う買取対象の追加について

法令改正に基づき、買取対象となる株式を優先株式、優先出資\*まで拡大し、加えて ETF、J-REIT (会員が保有するもの) を買取りの対象といたします。 主な買取要件は以下の通りとなります。

\*優先出資: 専ら上場会社の自己資本の充実を目的として設立された法人が発行する「持分」をいう。以下同じ。

	要件	優先株式	優先出資	ETF(受益権)	J-REIT(投資口)
	保有			会員が買取申込み時点で6ヶ月間継続して保有していること。	
	期間				
	格付	優先株式の発行体に一定以上の格	優先出資を発行している特別目的法		J-REIT 発行者に一定以上の格付
	等	付等が付されていること。	人により自己資本の充実の目的とさ		等が付されていること。
			れた親会社等に一定以上の格付等が		
			付されていること。		
	その他	発行体上場株式への転換権付優先	上場親会社株への転換権付優先出資	ETF の投資信託財産の一口当たり	J-REIT 発行者が、その規約にお
	要件	株式又はコールオプション付優先	又はコールオプション付優先出資で	の純資産額の変動率を株価指数等の	いて、主として国内にある不動産
		株式であること。	あること。	変動率に一致させることを目的とし	を資産運用の対象とすることを定
				て運用されているものであること。	めていること。
	転換権	発行体上場株式への転換権の行使	上場親会社株への転換権の行使が遅		
	付の	が遅くとも平成 29 年 3 月 31 日ま	くとも平成 29 年 3 月 31 日までに可	(注)・「会員」とは、当機構の会員。 ・「発行会社」とは、会員(持株会社等を含む)の株式等を保有している会社	
	場合	でに可能となるものであること。	能となるものであること。		
				で、当該会員が、当該会社(及び親会社、または自己資本の充実を目的と	
	コールオフ゜	コールオプションの発行体による	コールオプションの特別目的法人に	して設立された子会社等を含む)の発行する株式を保有している場合の当該	
	ション付	行使が遅くとも平成 32 年 3 月 31	よる行使が遅くとも平成 32 年 3 月	会社。	
	の場合	日までに可能となるものであるこ	31 日までに可能となるものである	・機構は、買取の申込みに対し、上記以外の要件を加えた買取可否の審査を	
		と。	こと。	実施します。その結果、買取不可と	なる場合もございますので、予めご留意
		C 0	<b>└</b>	大心しより。ての相木、貝取作りて	なる物口もことによりりて、「砂二亩尽

願います。

本件に関するお問い合わせ先:運営企画室(広報)TEL:03-3553-1761